

税金

30年度(29年中所得)市・府民税の申告

2月16日(金)~3月15日(木) 午前9時~正午、午後1時~5時 ※土・日曜日を除く。ただし2月18日(日)は午前10時~正午、午後1時~3時に開設

第3会議室(市役所別館3階) 必要物 本人確認書類(マイナンバーカード、通知カードおよび運転免許証など)、印鑑

※郵送の場合は写しを同封 申告方法 郵送または直接

市・府民税の申告が必要な人は申告が必要です。ただし、次のいずれかを満たす人は申告が不要です。 ○29年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×

(控除対象配偶者+扶養親族1+1)+21万円以下 ※控除対象配偶者や扶養親族がない場合は35万円 ○税務署で確定申告をする ○勤務先から市役所に給与支払報告書が提出される

※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や非課税証明が必要な人は申告が必要

給与支払報告書などの提出は1月31日(水)までに 給与などの支払者は、「給与支払報告書(個人別明細書と総括表)」を1月31日(水)までに

eLTAXで電子的提出の一元化が可能 eLTAXを利用して給与支払報告書の電子申告用データを

2月7日(水)・8日(木) 午前9時30分~正午、午後1時~4時 ※出張申告に関する問い合わせは課税課へ 申告・問合せ先 〒571-85085 一門真市役所 課税課 ☎06(69902)5898

市役所では、確定申告(税務署)の受け付けはできません。所得税および復興特別所得税の確定申告書は門真税務署の申告会場へ提出してください。 ※作成済みの申告書のみ市役所で受付可

所地の市町村に、源泉徴収票は事業所の所轄税務署に提出することができます。 ※詳しくはeLTAXホームページ参照

市・府民税の住宅ローン控除 21年1月1日以降に住宅に入居した人で、住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない人

控除限度額 9万7500円(26年4月以降の入居で一定条件を満たす場合は13万6500円)

償却資産の申告は1月31日(水)までに 市内に固定資産税対象の償却資産(事業用の機械・器具・備品など)を持つ個人・法人(事業用資産の貸し付けも含む)は1月1日現在の資産状況の申告が必要

申告方法 ○年末調整する給与所得者:初回は税務署で確定申告。2年目以降は年末調整時に勤務先で申告 ※給与所得者でも初年度は確定申告が必要 ○年末調整をしない人:税務署で確定申告 ※納税通知書が送達されるまでに申告が必要 問合せ 課税課 ☎06(69902)5898

国民健康保険 短期被保険者証を更新 2月から使える国民健康保険短期被保険者証を1月22日(月)から交付します。仕事などで、業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

夜間交付窓口 1月26日(金)・29日(月)・31日(水) 午後5時30分~7時30分 持ち物 印鑑、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)、旧短期被保険者証

問合せ 保険収納課 ☎06(69902)5899

国民年金保険料の「2年前納」をご利用ください 2年前納は、4月分から2年分の国民年金保険料をまとめて支払える制度です。1年前納よりも保険料の割引額が多く、納め忘れもなくなります。

後期高齢者医療 高額医療 高額介護合算制度 1月下旬に勧奨通知を送付 各医療保険における世帯内で、28年8月1日~29年7月31日(期間中に死亡した人、または生活保護受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

支給対象者には、1月下旬にお知らせと支給申請書を送付しますので、必要事項を記入、押印のうえ、大阪府後期高齢者医療広域連合へ返送してください。 注意事項 ○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超

過額が5000円以下の場合支給対象外 ○期間中に府外へ転居した人は、勧奨通知の対象外でも申請により支給される場合あり。詳しくは問い合わせ ☎06(4790)2031 健康保険課 ☎06(69902)5897

口座振替などをご利用ください 納め忘れがなく確実な口座振替やクレジットカード納付が便利です。特に、口座振替は割引がありお得です。

公的年金などの源泉徴収票を送付 老齢を支給事由とする国民年金や厚生年金などを受けている人に、1月未だに日本年金機構から「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。所得税の確定申告をする際に添付してください。

国民健康保険 短期被保険者証を更新 2月から使える国民健康保険短期被保険者証を1月22日(月)から交付します。仕事などで、業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

夜間交付窓口 1月26日(金)・29日(月)・31日(水) 午後5時30分~7時30分 持ち物 印鑑、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)、旧短期被保険者証

問合せ 保険収納課 ☎06(69902)5899

国民年金保険料の「2年前納」をご利用ください 2年前納は、4月分から2年分の国民年金保険料をまとめて支払える制度です。1年前納よりも保険料の割引額が多く、納め忘れもなくなります。

公的年金などの源泉徴収票を送付 老齢を支給事由とする国民年金や厚生年金などを受けている人に、1月未だに日本年金機構から「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。所得税の確定申告をする際に添付してください。

後期高齢者医療 高額医療 高額介護合算制度 1月下旬に勧奨通知を送付 各医療保険における世帯内で、28年8月1日~29年7月31日(期間中に死亡した人、または生活保護受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

支給対象者には、1月下旬にお知らせと支給申請書を送付しますので、必要事項を記入、押印のうえ、大阪府後期高齢者医療広域連合へ返送してください。 注意事項 ○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超

過額が5000円以下の場合支給対象外 ○期間中に府外へ転居した人は、勧奨通知の対象外でも申請により支給される場合あり。詳しくは問い合わせ ☎06(4790)2031 健康保険課 ☎06(69902)5897

口座振替などをご利用ください 納め忘れがなく確実な口座振替やクレジットカード納付が便利です。特に、口座振替は割引がありお得です。

公的年金などの源泉徴収票を送付 老齢を支給事由とする国民年金や厚生年金などを受けている人に、1月未だに日本年金機構から「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。所得税の確定申告をする際に添付してください。

国民健康保険料第8期、後期高齢者医療保険料第7期(普通徴収)、下水道事業受益者負担金第2期 1月31日(水)納期限

国民健康保険料第8期、後期高齢者医療保険料第7期(普通徴収)、下水道事業受益者負担金第2期 1月31日(水)納期限

国民健康保険料第8期、後期高齢者医療保険料第7期(普通徴収)、下水道事業受益者負担金第2期 1月31日(水)納期限

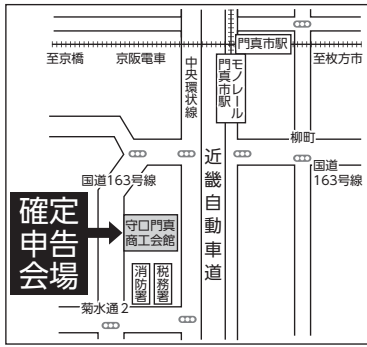
国民健康保険料第8期、後期高齢者医療保険料第7期(普通徴収)、下水道事業受益者負担金第2期 1月31日(水)納期限

国民健康保険料第8期、後期高齢者医療保険料第7期(普通徴収)、下水道事業受益者負担金第2期 1月31日(水)納期限

門真税務署からのお知らせ

確定申告は3月15日(木)までに 会場は守口門真商工会館

開設期間 2月16日(金)~3月15日(木) ※時間は午前9時~午後5時。土・日曜日を除く



※相談受付は午後4時まで ◆国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書などが作成でき、印刷して郵送などで提出できます。

確定申告書は1月31日(水)までに提出してください。 ※eLTAX(電子申告)による提出も可。詳しくはeLTAXホームページ参照 ◆申告書にはマイナンバーの記載が必要 所得税の確定申告書などを提出する際は、マイナンバーの記

載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。 ※27年以前分の申告は記載不要 本人確認書類の例 ○マイナンバーカード ○通知カードおよび運転免許証や保険証など ◆記帳と帳簿の保存 個人で事業や不動産貸しなどを行う場合は、記帳と帳簿の保存が必要。 ※eLTAXによる申告も可 ※申請に必要な物など詳しくは問い合わせ。または市ホームページ参照

家屋の種類(用途)を変更した場合は変更登記を 事務所・店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅

家屋の種類(用途)を変更した場合は変更登記を 事務所・店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅

家屋の種類(用途)を変更した場合は変更登記を 事務所・店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅

家屋の種類(用途)を変更した場合は変更登記を 事務所・店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅

